

Title	中小企業の海外展開と地域創生
Author(s)	西原, 一嘉; 三木, 基実; 大槻, 眞一
Citation	年次学術大会講演要旨集, 35: 1-4
Issue Date	2020-10-31
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/17432
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

中小企業の海外展開と地域創生

○西原一嘉（大阪電通大）、三木基実（神戸大）、大槻眞一（阪南大）

nisihara@osakac.ac.jp

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて世界と日本の経済が危機的状況に曝されている。我が国では全国に緊急事態宣言が発せられ（2020年4月7日より15日間）、経済・社会を支える重要な存在として中小企業憲章に位置づけされている中小企業に廃業・倒産の危機が迫っている。いまや我が国経済と地域創生にも赤信号が点滅している。これからの社会は、これまで経験したことのない速度で変化していくと予想され、その見通しも不透明である。今回の新型コロナウイルス禍は、国、地方自治体、中小企業にこれまで遭遇したことのない深刻な経営課題をもたらしている。

関西支部では、激変する社会において、中小企業の発展こそが地域創生を実現し、我が国経済の発展に資するとの認識から年間テーマを「イノベーションと地域創生」と決め、多数の中小企業の経営者を講師にお招きして研究会を続けてきた。

今般、コロナ禍が終息に向うなか、中小企業は激変する経営環境の下で、いかに自社の成長を目指すか、いかに地域創生に貢献するかといった議論を深めるために、関西支部よりホットイッシュ(A)を提案した次第である。

コロナ後の回復を中小企業はどのように模索しているのかについては本セッションの中小企業経営者の報告を基に議論を深めていただきたい。共通して言えることは、各経営者はオンリーワンの技術を持っており、海外人材の積極的な採用と育成、海外の成長力の積極的な取込み、売込みを果敢に実行されておられることだと感じています。

本発表では、中小企業の海外進出と地域創生に大きな役割を期待する国の支援策について論じたいと思います。

2. 我が国経済における中小企業の位置づけ

日本政府は、2010年6月、「我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。」と中小企業を位置付ける

「中小企業憲章」を閣議決定している。わが国経済における中小企業の存在感を2019年度版中小企業白書

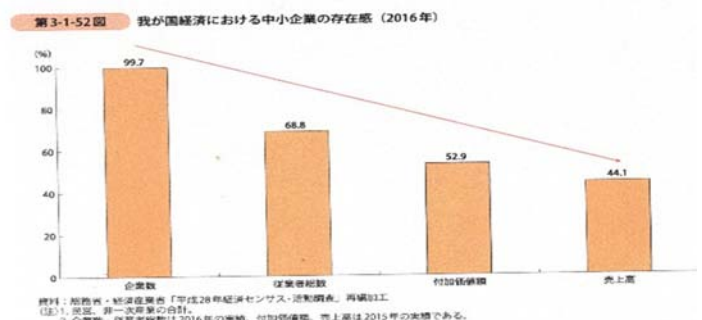


図1 わが国経済における中小企業の存在感

は、企業数 99.7%、従業員総数 68.8%、付加価値額 52.9%、売上高 44.1%（図 1、同書 3-1-52 図）を挙げて、「中小企業が我が国経済の根幹を担う存在と捉えることができる」と述べている。（同書 351 ページ）

また、白書は、中小企業基本法(1999 年改正) の市場競争の苗床、イノベーションの担い手（多様な財・サービスの提供）、地域経済社会発展の担い手として 21 世紀の中小企業像を紹介している。

3. 国際展開の重要性

コロナウイルスの世界的感染が、世界経済に深刻な打撃を与える中、なかでも米中経済摩擦は先端技術の開発、安全保障問題を巡って対立を激化させている。各国の通商政策は保護主義的な「自国第一主義」を強める可能性がある。また、米中の対立が深まる中で、「自由貿易の騎手」を任じてきた我が国の国際的役割は重要である。

一方、2019 年度中小企業白書は、国際展開の必要性を次のように述べている。「我が国経済は、少子高齢化に伴う人口減を背景に需要が縮小していくという概念が指摘されており、グローバル化に対応することで外需を取り込み、そうした難局を乗り越えられる。グローバル経済の進展に手を打てずにいると、国内産業の衰退に拍車がかかる懸念がある。」（同書、351 ページ）と、グローバル化のもつ経済的な国際展開の重要な意義を述べている。

さらに具体的には「中国に代表される新興国の台頭は、国際競争力の観点から見ると大きな脅威として捉える。他方で、新興国の急速な経済成長は、各国の所得水準を引き上げており、需要が大きく拡大している。国内市場の縮小が予想される中で、この需要の拡大は、わが国の中小企業にとって大きな追い風であり、積極的に海外需要を取り込んで成長につなげることが重要である。」（同書 314 ページ）と、中小企業の国際展開について積極的な観点を提起している。

4. 中小企業の国際展開

一般に国際展開は、図 2（同書 3-1-30 図）のように、①商社を通じて自社の商品・サービスを輸出する間接輸出、②直接企業と取引する直接輸出、③子会社を設立する直接投資などの形態がある。

たとえば、中小企業の海外における子会社の設立状況について概観すると図 3（同書 3-3-34 図）、「最近の中小企業の海外子会社設立状況は、2000 年前半までは中国への進出が 50%を占めて

いる。しかし、その後、中国に設立される子会社の数は緩やかに減少している。これに対して、ASEN を始めとしたアジア諸国への進出が増加しており、この中でも、タイ、インドネシア、ベトナムへの進出割合が高くなっている。」（同書 316 ページ）のが近時の特徴である。

さらに、直接投資を行った地域別の比較を行ってみると、都市部として三大都市圏、（東京圏）：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、（大阪圏）：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、（名古屋圏）：岐阜県、愛知県、三重県等の集計結果と、三大都市圏に該当しない道県を地方部として集計した結果を比較する

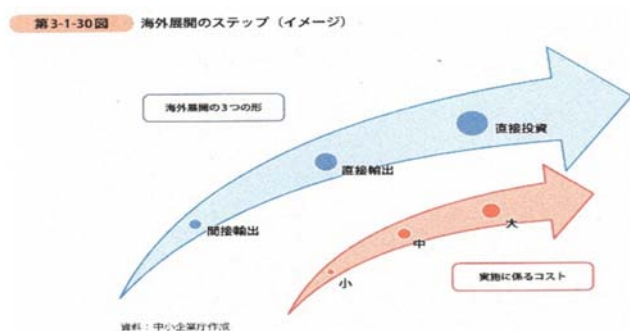


図 2 海外展開のステップ

と、①都市部の直接投資は、地方部よりも多い。②両部とも直接投資企業数及び直接投資企業数の割合が着実に上昇していることが認められる。図4（同書 3-1-38 図）

第3-1-34図 設立年別に見た、中小企業の海外子会社の国・地域構成の推移

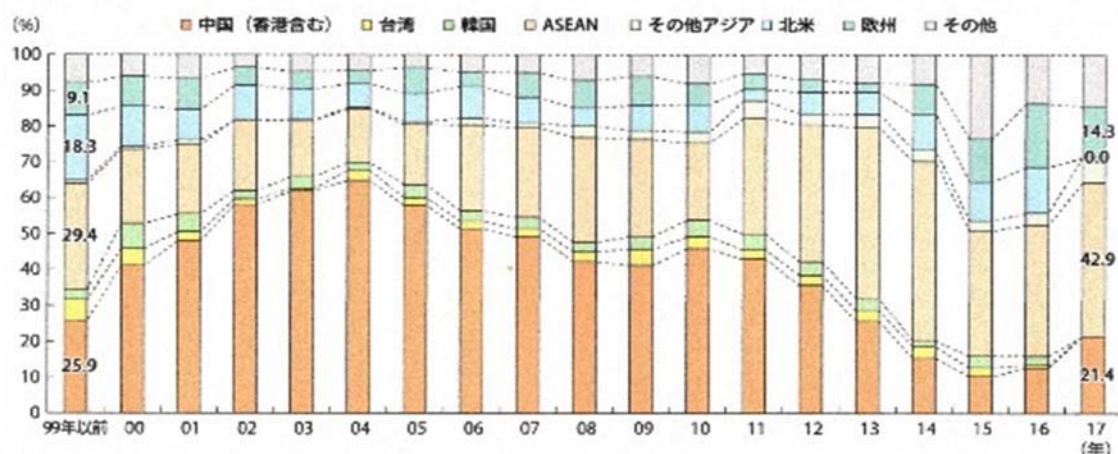


図3 設立年別に見た、中小企業の海外子会社の国・地域校正の推移

第3-1-38図 都市部・地方部別に見た、中小企業の直接投資企業数及び直接投資企業の割合の推移

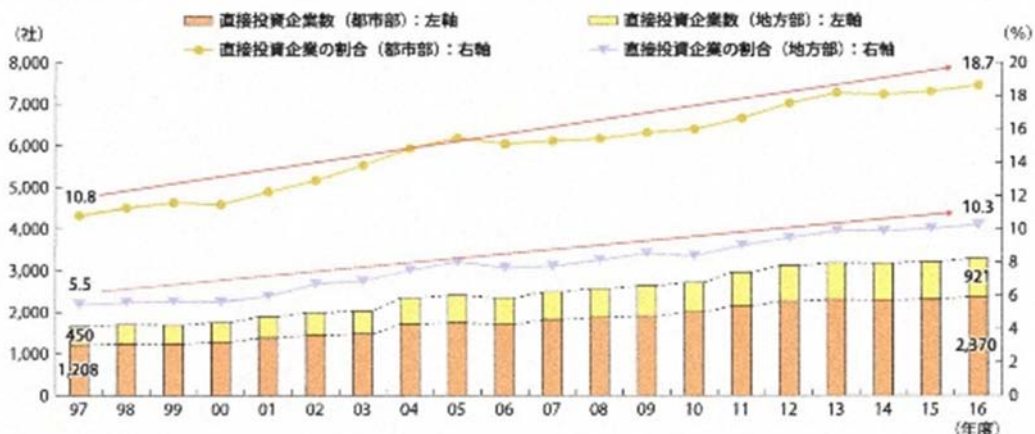


図4 都市部・地方部別に見た、中小企業の直接投資企業数及び直接投資企業の割合の推移

5. グローバル型中小企業の特徴

経済産業省は、国際展開を進める中小企業等を地域未来牽引企業として支援策を検討中である（まち・ひと・しごと創成会議 2019 年 11 月 22 日）。経済産業省は、地域未来牽引企業を 4 つのパターンとして、①グローバル展開をする企業（グローバル型）、②サプライチェーンでの中核的ポジションを確保する企業（サプライチェーン型）、③地域資源の活用等による立地地域外でも活動する企業（地域資源型）、

④地域の生活・コミュニティを下支えする企業（生活・インフラ関連型）などに分類して、それぞれの目標に応じた支援を行うことを検討している。

(株)東京商工リサーチは、2019年11月~12月にかけて、中小企業に期待される役割・機能について、従業員5名以上の中庸企業20,000社を調査（回収数4550件、回収率22.7%）を行い、経済産業省の4つの類型に従い、労働生産性（2020年度中小企業白書 1-4-8 図）、資本金（同書 1-4-9 図）、従業員数（同書 1-4-10 図）、営業利益率（同書 1-4-11 図）を提示している。この中でグローバル型企業は、営業利益率の図上の上位25%、中央値、下位25%のいずれを見ても他の類型より営業利益率が高く、中小企業の国際展開への熱い期待が読み取れる。

6. おわりに

我が国の中小企業の国際展開は、長年続く少子高齢化による内需減少を回避し、有望な海外市場に活路を求める経営戦略を国の支援を得ながら進めてきたものである。しかし、新型コロナウイルス禍は、各国の人、モノの動きを制約し、各国の通商活動を根底から衰退させて経済活動に危機的な状況を齎している。加えて米中の覇権争いは、深刻な米中間の対立を生み、ひいては各国間の自由な通商をも困難にしつつある。このようなこれまで遭遇したことのない深刻な経営環境の下で、中小企業の経営者はここからの回復を如何に模索しているのか、関西の中小企業の報告を基に議論を深めたい。

ちなみに前述の中小企業憲章は、行動指針に「海外展開を支援する」を掲げ、「中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取り組みを進める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。」（5ページ）と記述されている。

また、経済産業省が地域未来牽引中小企業をグローバル型中小企業など4つの類型に分類し、それぞれの目標に応じた支援の検討を進めていることにも注目したい。

（参 考）

- ・「中小企業憲章」（閣議決定 2010年6月18日）は、序文に「政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場を考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が」実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める」と宣している。
- ・「骨太の方針 2020」（閣議決定 2020年7月17日）は、コロナ禍による経済活動の回復と大型自然災害対策を柱としている。
- ・(株)東京商工リサーチのアンケートに回答した中小企業、4550件の4類型別の構成は、グローバル型12.9%、サプライチェーン型25.1%、地域資源型13.8%、生活・インフラ関連型39.2%である。